

## 特定事業許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第19条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

現場責任者の職名、 氏名及び住所	職名： 住所：	氏名：	
特定事業区域の 所在地及び面積	所在地	特定事業場の面積	m <sup>2</sup>
		うち特定事業区域の面積	m <sup>2</sup>
特定事業を施工する事務所の所在地	(電話番号)		
特定事業に必要な施設及び事務所の 設置計画及び位置	別添のとおり		
特定事業を行う土地の所有者の 氏名（法人にあっては、名称及び 代表者の氏名）及び住所	氏名： 住所：		
特定事業に用いる土砂等の 主な採取場所及び数量並びに 搬入及び搬出の計画	別紙のとおり		
特定事業を行う期間	年 月 日～ 年 月 日		
土砂等への廃棄物の混入の防止措置			
特定事業区域内の浸透水を 採取するための措置	別紙図面のとおり		
特定事業が施工されている間に おいて、特定事業場以外の地域への 当該特定事業に使用された土砂等の 崩落、飛散又は流出による災害の 発生を防止するために講ずる措置	別紙図面のとおり		
特定事業が完了した場合の 特定事業場の構造	別紙図面のとおり		
特定事業完了後の跡地に関する事項			

備考

- 1 「所在地」の欄には、特定事業場の所在地を地番まで記載すること。
- 2 「特定事業完了後の跡地に関する事項」欄について、跡地利用計画がない場合にあつては、周辺の環境保全のための緑化等を措置すること。

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- 2 特定事業区域の面積を明らかにした求積図
- 3 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図
- 4 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
- 5 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- 6 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があつたことを証する書類
- 7 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があつたことを証する書類
- 8 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したのものに限る。）
- 9 特定事業に用いる土砂等の量を積算した計算書
- 10 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
- 11 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 12 特定事業が産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則別表第3に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
- 13 直近3年分の財務諸表及び所得税（法人にあつては、法人税）の納税証明書
- 14 特定事業許可申請に係る申告書
- 15 その他知事が必要と認める書類

和歌山県収入証紙貼付欄

別紙

特定事業に用いる土砂等の主な採取場所及び数量並びに搬入及び搬出の計画

採取場所・発生元事業者名	搬入計画等					
	予定量 m <sup>3</sup>	最大日量 m <sup>3</sup>	搬入 期間	搬入 時間	搬入 土砂 等 の 区分	備考
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		

搬出先・搬出先事業者名	搬出計画等					
	予定量 m <sup>3</sup>	最大日量 m <sup>3</sup>	搬出 期間	搬出 時間	搬出 土砂 等 の 区分	備考
			～	～		
			～	～		

注1 備考欄には、運搬事業者、1日当たりのトラックの搬入台数等を記載すること。

2 土砂等の区分を必ず記載すること。

1の(1) 下記1のうち(1)に該当する土砂等

1の(2) 下記1のうち(1)に該当しない土砂等

2 下記1に該当しない土砂等

- 1 砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの
- (1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土
- (2) その他
- 2 その他